

添付資料②「公民科における実践」

公民科「倫理」における著作権に関する指導

～「知識」から「運用」へ～

東京都立墨田川高等学校

公民科教諭 松澤 徹

はじめに

平成 16 年に本校に着任し、公民科科目を担当することになったが、本校が著作権教育研究推進校であることから、教科科目を通じて著作権教育を意識することになった。これまでも著作権については個人的にも関心があったので、年間の授業計画を考えながら著作権教育の一端に関わらせていただくことになった。

公民科はその科目の特性上、個人と社会のつながりを考察していくことが多い。その中で個人(法人も含む)の権利として、また情報化の進展という現象の中で、近年注目されている知的所有権のひとつとして「著作権」について学ぶことは生徒にとって有意義なことであることは言うまでもないが、とりわけ実際に著作権を生活や学習の中でどのように意識していくかという問題がある。本年度は著作権に関する学習・指導の中で、「著作権について知る」だけでなく「どのように運用するか」ということを中心において考えてみた。

I. 著作権指導の背景

これまでもメディアなどで指摘されてきたが、日本では著作権をはじめとする知的所有権に関する意識が低かった。1980 年代後半に日本企業がアメリカにおける企業活動で知的所有権侵害で訴えられたころから日本でも意識されてきたのだろうが、それでも企業の先端の部分で研究されていたぐらいなのではないだろうか。

1990 年代にアメリカで人気を博したテレビドラマで日本でも放映され話題になった『ビバリーヒルズ青春白書(Beverly hills, 90210)』の中で、大学生がレポートを盗作するという以下のようなエピソードがあった(第 7 シリーズ第 11 回「盗作事件発覚! (If I had a hammer)」第 12 回「無実への戦い(Judgment day)」)。

大学生のスティーブは、授業の課題のレポートを書くためにコンピュータを開いた。するとそこには前年度にその科目を履修したルームメイトであるブランドンが作成したレポートが文書ファイルで保存されていた。スティーブは、どうせ教授は気づかないだろうと思い、自分の名前を上書きしてそのレポートをプリントし提出した。ところが教授は前年度受講したブランドンのレポートのコピーを保存しており、スティーブの盗作が発覚した。教授はブランドンが共謀していると考え、スティーブとブランドンの両名を退学処分にすることを主張し、大学は査問委員会を開くことになった。ブランドンは自分がこの盗作に加担していないことを証明するために奔走することになる・・・。

筆者が驚いたのは、この盗作事件に対する大学の処分が退学という重いものだったことである。たとえば日本の大学でこのようなことが発覚した場合、どうなるだろうか。指導教官が学生を呼んで指導し、再提出を求めるか、その科目の単位を認定しないという程度の指導になるのではないだろうか。ドラマを通じて、アメリカではこの重い処分が当然のものとして受け入れられているようであり、著作権侵害が重罪と捉えられていることが感じられた。

さて、日本の中学・高等学校ではレポート課題などを課すことがあるが、生徒の提出したレポートを見ると、参考文献を抜粋して記述したり、ひどい場合は丸写しだったりすることもある。また明らかに友人のレポートを改訂したと思われるものが出てきたりする。平成 15 年度から導入された新しい学習指導要領では公民科の各科目について課題追究学習をさせることが示されている。課題追究学習の成果の発表形態はいろいろあるが、これを行うにあたり著作権の指導は不可欠なものとなってくると思われ、生徒が学んだ知識を実際に運用する絶好の機会だと考えることもできると考えた。

添付資料②「公民科における実践」

Ⅱ. 公民科教科書における著作権についての記載

では、高等学校公民科の教科書では著作権はどのように扱われているのだろうか。

筆者は現行の高等学校公民科教科書(「現代社会」15点、「倫理」11点、「政治・経済」15点)について、著作権をどのように取り上げているかを調べてみた。

①「現代社会」

「著作権」ということばが出ていた教科書は7点、著作権ということばはないが、「知的所有権(知的財産権)」の説明の中で著作権の内容を記述しているものは2点、「著作権」ということばがまったくない教科書は4点であった。

また、課題追究学習のスキルについて述べた部分で、レポートや発表について「著作権との連関を示しながら引用や出典明示の必要性を記述」した教科書は2点、著作権についてはふれないが「引用・出典明示の必要性、自分の意見と調べたことは分けて書くなどの指示」をしている教科書は10点、引用・出典・参考文献の明示などについてまったく記述がないものが3点であった。

②「倫理」

「著作権」ということばが出ていた教科書は1点、「著作権」ということばはないが、「知的所有権(知的財産権)」の説明の中で著作権の内容を記述しているものは1点、「著作権」ということばがまったくない教科書は8点(そのうち「知的所有権」があったものは4点)であった。

また、課題追究学習のスキルについて述べた部分がある教科書は1点のみで、それも引用・出典・参考文献の明示などについてまったく記述がないものであった。

③「政治・経済」

「著作権」ということばが出ていた教科書は10点、著作権ということばはないが、「知的所有権(知的財産権)」の説明の中で著作権の内容を記述しているものは1点、「著作権」ということばがまったくない教科書は4点(そのうち「知的所有権」があったものは1点)であった。

また、課題追究学習のスキルについて述べた部分がある教科書は6点のみで、そのうち著作権についてはふれないが「引用・出典明示の必要性、自分の意見と調べたことは分けて書くなどの指示」をしている教科書は3点、引用・出典・参考文献の明示などについてまったく記述がないものが3点であった。

また、著作権ということばの登場の仕方も、それぞれの科目の「情報社会」の部分で出てくるとは限らず、国際関係の分野でGATTのウルグアイ・ラウンドの内容説明で「世界的な知的所有権の保護」という文脈で出てくるものもあった。

Ⅲ. 公民科科目「倫理」での著作権指導の実際

前述のように、アメリカなどと比べて教育段階における著作権の意識・指導に欠けていると思われるところがあること、さらに現行の教科書では著作権に関する記述が必ずしも期待できない状況を踏まえて、著作権の指導を次のように考えた。

「情報社会」の項目(高等学校学習指導要領 第2章第3節公民 第2倫理 2内容 (2)現代と倫理 ウ現代の諸課題と倫理)に取り上げられている)の指導の中で、次の3点を行う。

- 1 補助教材としてプリント資料を配布し、それについて解説した上で、生徒に著作権について考えたことを記述させる。また考査の出題範囲に入れて知識の定着を確認する。
- 2 夏休み明けに課題追究学習をさせてレポートで報告させる。その準備段階として、教材プリントを使いながら課題追究学習の手順、レポートの書き方などを説明する。
- 3 提出されたレポートを評価する際に、著作権上の手続きがどの程度守られているか調べてみる。

Ⅲ-1 著作権に関する基礎知識

「情報社会」の学習項目を教科書にしたがって学習した後に、情報モラル・情報倫理の関連として著作権の問題を取り上げた。中学校までにある程度の指導がされているようで「著作権」ということば自

添付資料②「公民科における実践」

体は生徒たちも知っている。ここでは具体的に「テレビ番組の録画」、「ビデオ・CDのレンタル」「コンピュータソフト」について取り上げ、生徒が日常的にやっていることは著作権違反なのかそうでないのか、ということの説明をいった。資料は数年前に筆者が生徒の質問に答える意味で著作権情報センターに問い合わせ得た知識をまとめたものである(資料1)。

最後に次のような筆者の大学時代のエピソードを口頭で紹介した。「大学2年生のときに『行政学』の授業があった。僕は興味のある分野だったのでまじめに出席しノートを取ったが、もともと出席を採らない授業だったので何人かの友人は授業に出なくなった。試験前に彼らは僕にノートを借りてコピーし、それを自分で覚えて試験に臨んだ。試験の結果は僕からノートを借りた友人たちは『優』だったのに対し、僕は『良』であった。自分の答案の書き方が下手だったのだとあきらめるしかなかったが、授業に出ずに僕のノートをコピーして『優』を取った友人たちには何か不快感を感じてしまった。この不快感は“著作権を侵害された”という感覚に近いのではないだろうかと思う。」厳密に言えば、筆者の了解の下でコピーしたのだから著作権侵害ではないのであるが、自分の努力の結果を簡単に持っていかれて他人に儲けられてしまう、という著作権侵害の被害の感覚に近いものであることは生徒たちも感じてくれたようである。

まとめとしてプリントの“Let's Write!”という部分に「著作権について、皆さんは日ごろどんなものをコピーしたり、ダビングしたりするのでしょうか。また、そのときにそれを製作したり著作したりした人のことをどのように意識しているのでしょうか。」という問いへの感想を書かせてみた。さらに、この学習内容を第2回定期考査で出題した。

Ⅲ-2 課題追究学習における著作権尊重の意識付け

課題追究学習とその報告レポートの書き方の中で、引用の方法、参考文献一覧の書き方を例示しながら詳細に示したプリント(資料2)を作成し、生徒に説明した。

Ⅲ-3 課題追究学習の評価における著作権の取り扱い

提出されたレポートは、項目を分けて100点法で評価した。100点の内訳を示す採点用紙(資料3)を作成した。生徒に対して、そのレポートのどこがどう評価されているかをフィードバックする材料になるので、内容について数行コメントをつけたレポートとともに採点用紙と採点用紙解説(資料4)を配布した。

Ⅳ. 著作権指導の自己評価

Ⅲに示したような著作権指導を、授業者として振り返りながら自己評価してみたい。

Ⅳ-1 著作権に関する基礎知識について

まず、“Let's Write!”に書かれた生徒の感想をいくつか紹介したい。

- ・私は図書館で借りたCDをMDにコピーしたり、レンタルショップで借りたCDをコピーしたりしている。最近はコピーできないようにしたCDとかが、多いので音楽業界の利益が冷えているという話を聞いた。←(高くても買わない&レンタルでコピーもムリ)PC上でのやりとり等でもカンタンに曲をあげたりもらったりもできてしまう。キレイ事を言えば、アーティストの作品を冒とくする行為なのかもしれないが、学生から言わせてもらえば、限られた小遣いの中でやりくりする苦労もある。だからと言ってそれがいいとも思わないし…という、けっこう堂々めぐりな念がある。PCで「できてしまう」ことが必ずしも「やっていい」ことではない、という、矛盾のように思える事実が、著作権をやっかいなものにしているのだと思った。簡単に侵すことができる権利だからこそ、守らねばいけないなあ…。
- ・私はいつもPCを作っていて、画像のサイトをよく見ます。その時に、よく、ディズニー画像があって、けいじばんなどに普通にはりつけたりしてます。それもちよさくけんにはんしていると知りおどろきました。でも、ちよさくけんがあっても、貸しかりはするし、ビデオなどもダビングしたり、普通に誰もが破ってしまっていると思います。
- ・自分は図書館で無料で好きな歌手のCDを借りたりしているが、それを製作した側はそれをどう思う

添付資料②「公民科における実践」

だろうか。そう考えると少し複雑で、申し訳ない気持ちになる。

- ・ちょっとちがうけど…、私はインターネットをしている時に“その絵は誰のもの”というサイトを見たことがあります。そのサイトではイラストサイトを開いている人が、盗作のひがいにあった事へのうったえが書いてありました。自分の作品を何の苦勞もしていない人が『自分の作品』として公開し、売っていたのです。本当に怒る気力も失せるぐらいひどいことだと感じました。
- ・私は友だちからよく CD を借りてダビングしています。著作権のことを意識することはなかったのですが、作った人の立場になって考えてみると、法に触れなくても、いい気分ではないかなあと思います。一人ひとりがもう少し、著作権について、考える機会が必要だと思いました。
- ・ダビングやコピーはそれをされた人の気持ちが大切だと思う。でも、私が不思議だなと思ったことは、例えば、今は友達から CD を借りて、MD にダビングしている人が多いけど、その中には自分が本当に好きな曲は友達が持っても自分で CD を買う人も多いと思う。著作権の問題はむずかしいけど、けっきょくその人自身の気持ちの問題につながると思う。
- ・CD を借りてダビングしたり、CD を貸したりよくします。でも私的利用でよいということとは知っていたので著作したり、製作したりした人たちのことはよく考えていませんでした。自分が著作したり、著作したりしたものを色々な人が利用して著者、製作者の利益が減ってしまうようでは困るけれども、広く利用され、たくさんの人たちに親しまれるようになることは、とてもよいことだと思います。
- ・授業で先生が言ったレンタルCDをMDにダビングしたりしています。本当はこれはいけないことなのかなあとぼんやり思うこともあったけど、あまり気にとめたことはありませんでした。以前知り合いにレンタルビデオをダビングする人もいました。「契約違反」になるのははじめて知りました。でもやっぱりバレなきゃ平気っていう範囲で考えてるんでしょうねえ。レンタルものをダビングするというのはレンタルのお店の利益を奪っているという新しい意識をもちました。
- ・ビデオの貸しかりについて、自分の行為も違反だったので驚きました。著作権については、まだまだ知られていない事がたくさんあるのではないかと思います。自分はCDやビデオをかりる立場なので「いちいち細かいな。」と思います。だけど、製作などに携わった人達には大きな問題であるのだと反省しました。著作権については、難しいことだと思うけど、主な規則をもっとアピールするべきだと思います。
- ・普段は、CDしかコピーしないんですけど、作った人の事とかは全然考えてませんでした。でも、本当に自分が好きな歌は買うので、まあコピーしてもいいかなって思います。あと、先生が言っていたように自分のノートとかを、一度も来なかった人に見せたって話はよくわかります。私も前に、友達に、宿題のプリント見せてって言われて、いやだなんて思いました。前日に、眠いのをがまんしてやったのに。ってくやしかったです。だから、それにも著作権使えないかなって思いました。
- ・私は貸してあげたこともあったし、貸してもらってコピーをさせてもらったりもしました。タダでやってたし無意識でした。著作権はあなどれないとおもいましたあゝ(笑)でも、中学校の時に著作権を勉強して、レンタルビデオ屋自体違反だと思っていたのでCDをレンタルするのは、少し気が引けていました。だから、この授業で正しい知識を身に付けることができたのでよかったです。著作権は深くてよくわかりませんッ。
- ・今まで私は自分がよければいいって感じで、安くで借りてダビングしたりしてたけど、作った人のことを考えるとひどい事をしていたと思いました。CDとかは1曲2曲だったりするのに高いなあと思ってたけど、それは使用料が上乗せされてたり、作った人の苦勞のお金だなとわかりました。だけど、友達に借りたりするのは今でも申し訳ないというか借りを作る気がして、気が引けて嫌でした。それと一緒に、CDとかも作った人の気持ちとか見えなくても、考えてちゃんと著作権を守ろうと思いました。
- ・今まで、テレビ番組のビデオと著作権をつなげようと思った事は無かったけど、今回の話を聞いて知

添付資料②「公民科における実践」

らなかったとはいえ、少し罪悪感を感じました。でも納得いかないのは一度見のがすとそれきりな番組のコピーは違法で、商業目的で手に入るビデオのコピーは OK な事でした。ビデオ会社も楽しやないだろうなと思いました。たしかに作った人を尊重するのは大事ですが、それを大勢で楽しむというのも良いんじゃないかなと思いました。あくまで相手に害が無いようにですが。

生徒によって理解の差、知識の差があるのは否めないが、著作権について考えて見る必要はある、自分が侵害されたら、と相手の立場に立って考える意見も多く、それなりに定着したのではないかなと思う。生徒にインパクトがあったのは、「テレビ番組を録画する行為はコピーを製作することなので、録画した人以外に貸したり見せたりすると、料金を取らなくても著作権違反になる」、ということであつたようだ。見逃したテレビ番組を録画した友人から借りるなどは日常的に行われることだからである。これは 3 年前に著作権センターに問い合わせたときには違反と言われたが、今年度校内で教員対象に行われた著作権講習会では「家族、親しい友人 5 人ぐらいの範囲なら可」と解釈されていることを知った。著作権の解釈がいろいろ変化していることを知るきっかけとなった。

考查問題(資料 5)については、以下の 2 問が著作権にかかわる出題であつたが、

- ・次のア～エの行為が著作権違反であれば×を、問題なければ○を解答欄に書け。

ア 見逃したテレビ番組を友人がビデオ録画したので、貸してもらった。(正答× 正答率 99%)

イ 図書館で借りた本が面白かったので、全部コピーして製本した。(正答× 正答率 88%)

ウ レンタルショップから借りた CD を MD に録音した。(正答○ 正答率 96%)

エ 児童館でアニメビデオを購入し、子どもを集めて上映会をした。(正答○ 正答率 85%)

- ・(尊厳死の宣言書に関して)この問題に使用した資料は、日本尊厳死協会が作成したものである。テスト問題にこの資料を載せることは著作権上違反になるかならないか。理由をつけて答えよ。

正答 違反にならない(正答率 94%)

理由については、「教育に関するものは著作権法で免除される」といったものが大多数で、「出典がきちんとついているから」というものが数名、また「違反だったら先生がこの資料を問題用紙に載せるはずがないから」というものも少なからずいた。

考查問題の正答率がすべて 85%以上であることからみて、著作権に関する知識はかなり定着したと言えよう。

IV-2 課題追究学習における著作権尊重の意識付け

これはレポートを採点しながら、考察していくことになった。採点用紙の中の

I. 構成

- ・参考文献一覧がきちんとついているか。 /5

II. 内容

- ・引用・出典が明示されているか。 /10

の 2 項目について、採点結果を調べてみたところ次のようになった。

	5 点 / 10 点	0 点	部分点
参考文献一覧	71 人 61.7%	19 人 16.5 %	24 人 20.9 %
引用・出典の明示	38 人 33.0 %	35 人 30.4 %	41 人 35.6 %

*5 点 / 10 点は完全に要求を満たしている。0 点はまったく満たしていない。

部分点は、一部出来ているが、完全でないものを示す。

参考文献一覧はついていても、「参考文献 3 点以上を使う」という規定を満たしていないと、部分点扱いになってしまうので、80%以上が参考文献一覧をつけていることになる。こうなると文献

添付資料②「公民科における実践」

を明示することは定着してきているが、具体的なレポート本文内の引用・出典明示については33%しかきちんと出来ていないことになる。これはやはり指導方法を再考しなければならないだろう。最終提出の前に、一度中間提出をさせて個々に問題点を指摘していく指導を行えば、内容・形式ともよくなるだろうと考えられる。

V. 氏名表示権の扱い

ここまでは、年度当初にある程度想定して計画的に行った指導経過なのであるが、年度途中で著作権の教員校内研修会で来ていただいた講師の三橋信司先生(社団法人 コンピュータソフトウェア著作権協会)の講義の中から、「著作権といえば、他人のそれを侵害しないように考えることが多いが、実は自分の権利としてもっと主張すべきではないか」という点で示唆を受けた。つまり、生徒は自分の書いたもの(答案でもレポートでも)に著作権を保有しているのであるが、そこに氏名表示権があるという点である。

筆者は前述の“Let's Write!”のような課題を年間8回ほど行っており、生徒の書いたものの中から、よく出来ていたりユニークだったりするものは「みんなの意見」というプリントにまとめて生徒に配布している。これまではプライバシーの観点から名前を伏せた形で作成していたが、生徒が著作物に氏名表示権を持つのであるから、この権利を主張したいものは尊重すべきであるということを考えた。そこで以下のような文書を配って、説明し、署名と回答を得た。

「みんなの意見」を作るにあたって

これまで「倫理」の中で、“Let's Write!”というかたちで、皆さんにいろいろな意見を書いてもらってきました。僕はそれを読んでコメントを書いて返却していたのですが、その作業の中で「よくまとめて書けているもの」「ユニークな意見で面白かったもの」は記録しておきました。

ある程度まとまったので、ぜひ皆さんとこの記録を共有したいと思っています。ほかの人がどんなことを感じ、考えているのかを知ることは自分の考えを深める上で大切なことだからです。しかし、“Let's Write!”に書かれた一つ一つの意見は皆さんの「著作物」ですので、皆さんの了解なしには公開できないと考えています。

裏面は前にいた学校で発行していたものの見本です(ここでは略)。従来は「プライバシー」の観点から、

- ①名前を出さず、匿名で掲載する。(これは自分が書いたとわかれると恥ずかしいから、という意見が多かったからです。)
- ②松澤のコメントは載せない。(これは私と一人一人の生徒の間のプライベートな「会話」だと思っているからです。)
- ③個人のプライバシーがかかっているものや個人が特定できるものは載せない。という形でやってきました。

しかし、皆さんの著作物ですから、「著作権」を尊重したいと考えています。著作権の中には「氏名表示権」というものもありますし、それはいらないという人もいるでしょう。以下の質問に丸をつけて提出してください。

- 1 私は、自分の“Let's Write!”の意見が、名前を出さないなら「みんなの意見」に掲載されてもいい。
- 2 私は、自分の“Let's Write!”の意見が、「みんなの意見」に掲載されるなら、氏名をつけて掲載してほしい。
- 3 私は、自分の“Let's Write!”の意見が、「みんなの意見」に掲載されることはいかなる形でも拒否する。

1 年次 組 番 氏名

添付資料②「公民科における実践」

この説明段階で、著作権は守ることと同時に主張することも大切であることを説明し、一人一人の権利を守りながら「みんなの意見」を作りたいということを伝えていった。

結果は、1を選択したものが104名、2を選択したものが14名、3を選択したものが3名だったので、その後の「みんなの意見」の作成ではそのとおりに扱った(資料6)。この説明をしているときに印象的だったのは、「中学校のときに体育祭の感想を書いて出したら、勝手に学級通信に載せられて不愉快だった」と発言した生徒がいることである。何気ないところで著作権を意識できるように教員も生徒も気づいて行きたいものだと感じた。

おわりに ～1年間の著作権指導を振り返って～

筆者は年度末に生徒に授業アンケートを行って、次年度の授業計画の参考にしている。今回は質問項目に著作権に関する設問を入れてみた。

E. 課題追求学習のレポートについて

イ 事前に著作権に関して、学習しましたが、

- | | |
|---------------------------------|-------|
| 1 いろいろわかって、ためになった。レポート作成にも活かした。 | 57.0% |
| 2 ためになったと思うが、レポート作成には反映しなかった。 | 31.6% |
| 3 知っていることばかりだったので、特に新しい発見はなかった。 | 5.3% |
| 4 興味が持てず、つまらないと思った。 | 6.1% |

ということで、88%以上の生徒が著作権指導について、「ためになった」と回答している。

著作権について、概念知識の習得だけでなく、実際にそれを運用するということを指導の基本に考えてきた。結果的に生徒は、課題追求学習のレポートにおける引用・出典・参考文献などの書き方(著作権を守る)と、氏名表示権の行使(著作権を主張する)について体験することになったが、指導する側としても有意義な体験であった。

著作権の運用や解釈は、これからも社会の変化に伴って変わっていくと考えられる。まず、教員自らが積極的に学び、生徒に伝えていかなければならないと痛感した1年であった。

(参考文献)

- ・文部省検定済み教科書 現代社会 15 点、倫理 11 点、政治・経済 15 点
- ・文部省『高等学校学習指導要領解説 公民編』実教出版 2001
- ・三橋信司「著作権教育における指導内容について」(社)コンピュータソフトウェア著作権協会 2004
- ・ウェブサイト「好き！好き！ビバリー！」 <http://sue.music-cafe.tv/90210/>
(放送回のタイトルなどはここから引用したが、エピソードの内容は筆者の記憶による)

以 上